明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（二七六）　二

〔告　示〕

○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**二一）
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二四七）
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三八八）
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**二七〇）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一八七六～一八八一）
○保安林の指定を解除する件（**同**一八八二～一八八七）
○登録水先人養成施設の登録を変更した件（**国土交通**八八〇）
○登録水先免許更新講習の登録を変更した件（**同**八八一）

三　四　五

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一四四）
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**一三五）
○道路に関する件（**同**一三六）
○道路に関する件（**中部地方整備局**一〇四、一〇五）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一三二～一三四）
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**八五）
○道路に関する件（**北海道開発局**一二六～一三六）

六　七

〔国会事項〕

九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　九

〔皇室事項〕

九

〔官庁報告〕

法　務　九
公証人任免（法務省）
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）

〔公　告〕

九

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分、平成二十六年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書の縦覧関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、再生関係　一〇

会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二七六号）（内閣官房）

1　都市再生緊急整備地域として新たに池袋駅周辺地域を定めるとともに、相模原橋本駅周辺地域等四地域の区域を拡大等することとした。（第一条関係）

2　特定都市再生緊急整備地域として新たに池袋駅周辺地域を定めるとともに、名古屋駅周辺・伏見・栄地域等二地域の区域を拡大することとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。